

2023
10
October



CLIENT

No.374



税務トピックス

インボイス制度の
医院・クリニックの対応について

P1・2

弊法人からの連絡事項

楽しい給与計算 社会保険料の変更

P3

労務トピックス

最低賃金引き上げについて

P4

弊法人からの連絡事項

医院・クリニックの
開業スケジュールについて

P5・6

弊法人からの連絡事項

設備投資のご予定について
～10月13日（金）までにご回答ください～

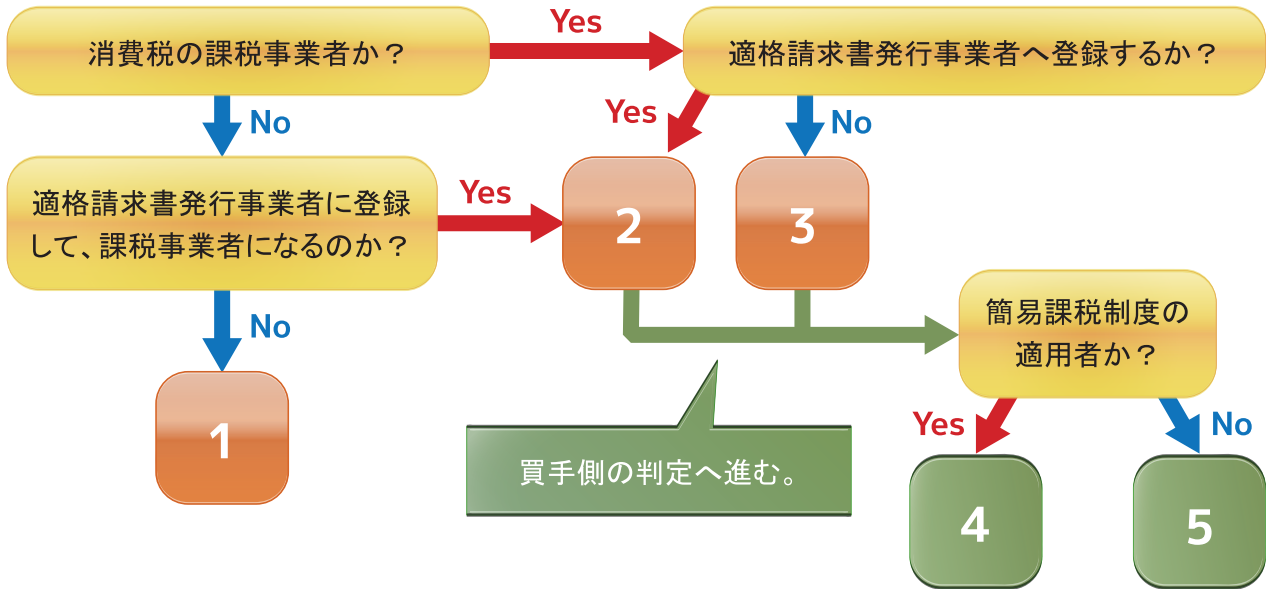
P7



インボイス制度の医院・クリニックの対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度が開始されました。
皆さん準備は完了しておりますでしょうか。今一度、ご確認をお願いいたします。

■ 判定フローチャート



～売手の取扱いについて～

・適格請求書発行事業者の登録のアンケートの回答(1～3すべての方)

歯科医師会・医師会・市区町村などから適格請求書発行事業者のアンケートが来ている場合がございます。登録の有無と適格請求書発行事業者に登録されている場合(2の方)は、登録番号(Tから始まる13桁の番号)と登録日を知らせましょう。

・適格請求書の発行準備(2の方)

患者様から適格請求書の発行を求められた場合は、下記の要件を満たした請求書又は領収書を発行しなければなりません。現在、レセコンは未対応のところが多いため別途対応した領収書のご準備が必要となります。

⑥ 領収書	
霞が関 太郎 様	No. 1
	② 発行日: 2023/10/1
¥111,080-	
③ 但し 10月1日××治療費及びサプリメント(軽減税率対象)として上記正に領収しました。	
④ ⑤ 内訳	① 霞が関歯科医院
税率 税抜金額 100,000	〒100-0001
10% 消費税額 10,000	東京都千代田区霞が関○-△-□
税率 税抜金額 1,000	TEL: 03-1234-XXXX
8% 消費税額 80	① 登録番号: T123456789XXXX

★適格請求書の要件★

- ① 医院・クリニック名及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 患者様等のお名前

・医院の受付への周知(1・3の方)

適格請求書発行事業者に登録されていない医院・クリニックは、患者様より適格請求書の発行を求められても発行できません。医院・クリニックの窓口の方へも共有をお願い致します。

～買手の取扱いについて～

5の医院・クリニックのみ

※免税事業者・簡易課税制度適用者は対象外(4の方)

・適格請求書を受領したかどうかの確認

歯科技工所など個人事業の取引先などには、登録されているか不明の場合は確認が必要です。

登録されている場合は、令和5年10月1日の取引を含む請求書から適格請求書の要件を満たした請求書又は領収書をもらう必要があります。



・定額振込先の契約書の確認

医院・クリニックの家賃などの取引の都度、請求書が発行されないものは、適格請求書の要件を満たした契約書になっているかの確認が必要です。適格請求書の要件を満たしていない場合、覚書などで記載事項を補うようにしましょう。

※毎月変動する場合等は、適格請求書の要件を満たした請求書又は領収書などの書類保存が必要です。

・レシートの保存

金額の大小に関係なく、原則すべての適格請求書又は領収書が必要となります。クレジットカードで使用したものについても、医院・クリニックでの保管が必要となりますため、捨てずに保管をお願いします。



・購入のクレジット明細について

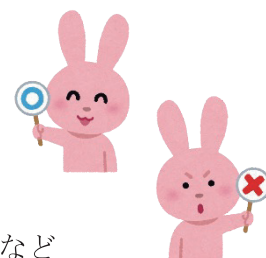
適格請求書発行事業者の登録時に弊法人担当者よりご説明させて頂きましたが、クレジット明細書に適格請求書発行事業者でない先はマーカーなどわかるようにして弊法人にご提出をお願いいたします。

弊法人にてお調べすることはいたしかねますので、予めご了承ください。

・適格請求書・領収書等の保管が免除される場合

下記の場合、適格請求書・領収書等の保管が免除となります。

1. バス、電車などの公共交通機関による**3万円未満**の旅客の運送費用
2. 自動販売機における3万円未満の販売
3. 切手・レターパックなどの郵送サービス
4. **税込1万円未満**の値引きや返品に係るもの
5. 入場券等で使用の際に回収されてしまうもの
6. 従業員に支給する通常必要と認められる通勤手当・出張旅費・日当など



インボイス制度については、まだまだ始まったばかりで分かりづらく、1～5の医院・クリニックでご対応も変わってきます。

まずは、ご自身の医院・クリニックがどの対応が必要になるのかご確認ください。

ご自身の医院・クリニックが1～5のご対応どれに該当するのかご不明な場合は、弊法人の担当者までお問合せください。

社会保険の算定基礎届の提出により、10月の給与計算から社会保険料が変更になります。
 楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。
 加入されている健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構(協会けんぽ)及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

楽しい給与計算 > その他のメニュー

その他のメニューTOP

標準報酬月額の一括設定

事業所情報
 事業所情報

従業員情報
 従業員の追加
 従業員一覧
標準報酬月額の一括設定
 住民税の一括設定
 並び替え

各項目の内容を変更した後、一番下の「保存する」ボタンを押してください。
厚生年金へ ボタンを押すと健康保険料の標準報酬月額に合わせて厚生年金保険料の標準報酬月額が設定されます。

NO	コード	氏名	生年月日	健康保険料 標準報酬月額	介護保険料	厚生年金保険料 標準報酬月額
1	001	高が開太郎	1947年1月22日 (73歳)	170,000円	□ 控除対象	170,000円
2	002	高が開花子		88,000円	☑ 控除対象	88,000円
3	003	高が開一郎		150,000円	☑ 控除対象	150,000円

保存する

※日本年金機構から届いている『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更

事業所整理記号 01-イロハ 事業所番号 12345 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書

被保険者 整理番号	被保険者氏名	生年月日	種別	適用年月日	決定後の標準報酬月額 (健保)	(厚生)
1	〇〇 〇〇	S47.08.16	第二種	H26.09	170 千円	170 千円
5	〇〇 〇〇	S48.06.09	第二種	H26.09	88 千円	88 千円
6	〇〇 〇〇	S33.03.12	第一種	H26.09	150 千円	150 千円

②東京都歯科健康保険組合(歯科健保)に加入している場合

お手元に届いている基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で直接入力します。

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	勤怠入力方法		支給合計額
12		日 時間	12日 時間			113,850
労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間	基本給	時間外手当	非課税額
105:00				110,250	0	1,200
				通勤費	特別手当	課税分合計
				1,200	0	112,650
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	社会保険料合計
13,000	3,000	自動計算	自動計算	自動計算		16,000
						控除合計額
						16,000
						差引支給額
						97,850

厚生年金は①を参照してください

保険料明細書(標準報酬決定通知書)
 算定基礎届により、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

事業所名称 〇〇歯科医院
 事業所番号 12345

東京都歯科健康保険組合 健康保険組合理事長

被保険者番号	氏名	性別	取得年月日	異動年月日	異動原因	新標準報酬月額(千円)	健康保険料		介護保険料		控除	除外
							保険料	(被保険者負担)	保険料	(事業主負担)		
1	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800		5005	
2	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	27600	13800	13800		5005	
3	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120		3670	
4	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	20240	10120	10120		3670	
5	〇〇 〇〇	女	310401	010901	算定	300	23920	11960	11960		4335	

※東京都歯科健保組合から届いている『標準報酬決定通知書』の数字に変更

③医師国保・歯科医師国保に加入している場合

健康保険料は変更不要となります。

厚生年金保険料は変更が必要となりますので、上記①を参照いただき変更をお願いいたします。

今年も最低賃金が引き上げとなりました。

最低賃金制度とは：最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。
厚生労働省より、今年度の地域別最低賃金額改定の目安がとりまとめられ公表されました。全国平均は43円引き上げ1,004円となる見込みです。

■改定される最低賃金額（発効年月日：2023年10月1日）

東京都	1,072円 → 1,113円	神奈川県	1,071円 → 1,112円
千葉県	984円 → 1,026円	埼玉県	987円 → 1,028円
静岡県	944円 → 984円	茨城県	911円 → 953円

最低賃金の確認方法

最低賃金は時給で表示されますので、基本的にすべて時給に直して確認します。

時給	時間給 ≥ 最低賃金額(時間額)
日給	日給 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)
月給	月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額(時間額)

出典：厚生労働省ホームページ

例) 右図の情報から月給制を時給に直して確認します。
支給された賃金から対象外となる通勤手当、時間外手当を除外します。
(この他、除外される手当には慶弔手当など臨時的なもの、固定残業代、休日手当や精皆勤手当、賞与などがあります。)

$$257,000 - (12,000 + 35,000) = 210,000$$

$$210,000 \div (8時間 \times 250日 \div 12か月) = 1,260 > 1,113$$

計算された時給は1,260円ですので**最低賃金額以上**と確認できました。

【月給制の場合の換算方法】

基本給	180,000円
職務手当	30,000円
通勤手当	12,000円
時間外手当	35,000円
合計	257,000円
.....
労働時間/日	8時間
年間労働日数	250日
東京都の最低賃金	1,113円

改定された最低賃金の適用基準日

改定された最低賃金は、労働日（勤務日）を基準に適用されます。

例) 15日締め当月25日払いの医院・クリニック 発効年月日：2023年10月1日

9月16日～9月30日・・・今までの賃金
10月1日～10月15日・・・改定後の最低賃金が適用

『楽しい給与計算』にそれぞれの単価を設定可能です

■計算機

※単価を登録すると給与計算の際に計算機が表示されます。
※時間の転記先を設定すると計算機に入力した時間が設定した項目欄に転記されます。
※「支給形態」で「時間給制」を選択した場合は必須です。

NO	単価	時間の転記先	金額の転記先
1	1072円	労働時間	基本給
2	1340円	普通残業時間	時間外手当
3	1113円	労働時間	基本給
4	1392円	普通残業時間	時間外手当
5			基本給
6			基本給

時給計算機
小計：133,325円

①1,072円：60時間30分 | ②1,340円：1時間00分 | ③1,113円：58時間45分
④1,392円：1時間15分

勤怠 支給 ME 給与明細書へ転記する

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数	項目の単位	単価入力方法			
119	15	2	15					
労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間		支給合計			
119	15	2	15		172,125			
基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	通勤手当	項目の単位	単価	計算結果
130,245	3,080		30,000				8,800	
通勤費			休業控除				163,325	
8,800								
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計	
18,800				自動計算	自動計算	6,600	18,800	
退職金	雇用保険料戻金	項目の単位					控除合計	
							25,400	
時間内内訳 ①1072円(60h30m) ②1340円(1h00m) ③1113円(58h45m) ④1392円(1h15m)							差引支給額	
							146,725	

計算の煩雑さを避けるため、改定前の給与計算期間については、最初から最後まで労働者に有利な新しい最低賃金で支給しても問題ありません。

Question

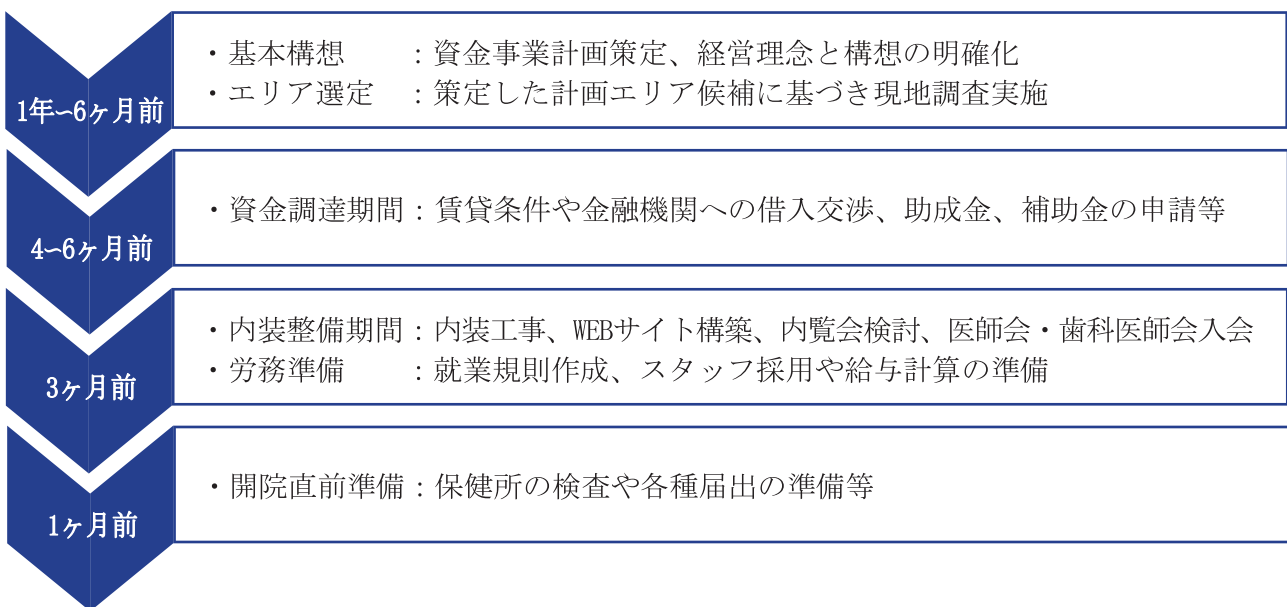
新規開業を検討している後輩ドクターがいます。日本クレアスでは開業に関する支援をしていますか。

Answer

弊法人では開業を検討している先生方からの相談を無料で受けております。周りで開業検討されている先生がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

開業予定の1年前には開業準備に取り掛かることをお勧めしていますが、物件がまだ決まっていなくても、なんとなく開業したい候補地が決まっているくらいの状態でご相談いただく先生も多くいらっしゃいます。

■ 開業スケジュール



■ 開業予定1年前~4ヶ月前までに始めるべきこと

- ・診療方針確定
- ・開業スケジュール作成
- ・立地の選定
- ・事業計画策定
- ・設計・建築業者／医療機器・設備／医薬品の選定
- ・銀行との融資交渉
- ・テナント契約(不動産購入)
- ・助成金・補助金の活用検討、申請
- ・オンライン資格確認実施機関への手続き



「銀行との融資交渉」の際には、診療方針を数値化した事業計画書の作成が必要なことや、「立地の選定」にはクリニックの行く末を左右しますので、医院・クリニックの経営理念に基づいた立地の選定が重要となります。

歯科医院の場合

開業時には何台分のユニットの配管を設置するかなど、中長期的な視点からも進めていく必要があります。

例) 後から配管追加は、そもそも工事ができない又は工事期間が長期になるケースがある。

美容外科の場合

導入する医療機器によっては天井までの高さが必要になる場合があります。物件探しと同時に診療方針、導入する具体的な医療機器の選定を行う必要があります。

開業時からオンライン資格確認を導入したい場合

令和5年4月1日からのオンライン資格確認の導入の原則義務化に伴い、開業時からオンライン資格確認を導入するには、開業の5ヶ月前までに実施期間に仮コードの発行依頼をする必要があります。

■ 開業予定3ヶ月前に始めるべきこと

- ・ 歯科医師会加入の検討／加入手続き
- ・ ロゴマーク・看板・ホームページデザイン作成
- ・ 診察券・名刺・封筒・チラシ作成
- ・ 求人広告
- ・ 内覧会の業者選定
- ・ 就業規則の検討／作成
- ・ 社会保険適用事業者の検討

インターネット、SNSが普及した現在、患者様の多くはインターネットやSNSを通じて医療機関の情報を入手しています。よって開業時には、見やすいホームページを作成し、情報発信を行うことで集患を試みる必要があります。なおホームページ作成は、「比較優良広告」、「患者の主観に基づく体験談の広告」、「誤認の恐れがある治療等の前・後の写真の広告」などについて規制されているため、掲載内容について十分な注意が必要です。

最近では診療科目に限らず開業前の週末に内覧会を開催し、開業時の集患を行うことが当たり前になっています。医療系のホームページ作成業者には内覧会まで対応している業者も多いので、ホームページ作成とセットで見積依頼することをお勧めいたします。

■ 開業予定1か月前までに始めるべきこと

- ・ 面接実施
- ・ 保健所・厚生局書類提出
- ・ 内覧会の実施
- ・ スタッフ研修
- ・ 開業のお知らせDM発送

保険診療を行う場合には、開業の前月までに厚生局に「保険医療機関指定申請」の提出が必要です。所定の期限内に「保険医療機関指定申請」ができていないと、保険診療を行うことができませんので、手続きの期限についてはご注意ください。事前に保健所の実地検査を受ける必要もありますので、スケジュールリングが大切になってきます。

M&Aによる開業、事業承継による開業、医療法人の分院設立、個人で2件目を検討している場合などの『医院・クリニック開業』については事前準備から時間がかかります。なんとなく検討を始めた時点で担当までご相談ください。

2024年・2025年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、10月13日(金)までに回答をお願いします。

注意点

医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2024年・2025年の設備投資についてご予定をお知らせください。

FAX 03-3593-3245

設備投資に関するお問合せ
期限 2023年10月13日(金)

※年度の消費税及び所得税の申告に関連して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いします。

①購入価格又はリース総額が1,000万円以上の器材、又は車の購入予定
②器材、又は車の売却予定
③診療所の改装、又は移転の予定
④自宅の購入、又は買い替への予定

〔記載例〕

ユニット買換え	2台	400万～500万円	2024年ゴールデンウィーク頃
レセコン	リース	300万円位	逐次
車買換え		500万円位	後編
改装		600万円位	来年 正月休み中
自宅を購入予定		金額未定	2025年中に購入予定

×××× ○○歯科医院 御中

2024年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

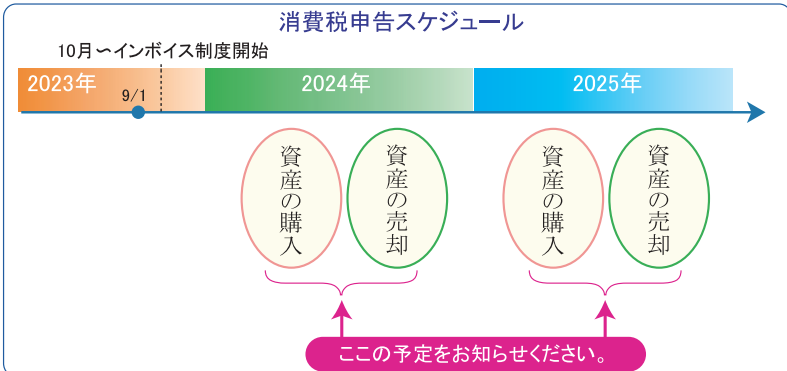
2025年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合には恐れ入りますが詳細(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階
TEL: 03-3593-3237 FAX: 03-3593-3245

FAX 03-3593-3245

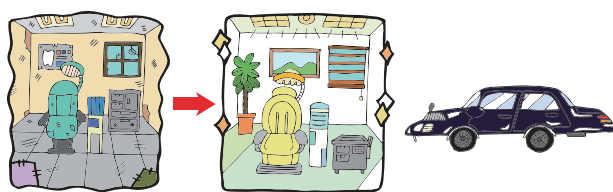
今回よりWEBアンケートからもご回答可能になりました。お問合わせ用紙に掲載されているQRコードを読み取りスマートフォンから送信ください。



医院・クリニックの改装や移転・資産の購入

医院・クリニックの改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部
お問合わせ先は ☎03-3593-3237

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 374号

- 発行日：2023年10月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：https://ca-medical.jp
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

- 〈国内〉 東京/大阪/兵庫/群馬/高山/千葉/宮崎
- 日本クレアス税理士法人
- 日本クレアス社会保険労務士法人
- 弁護士法人日本クレアス法律事務所
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A
- 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング
- 株式会社結い財産サポート
- 日本クレアス行政書士法人